移動タンク貯蔵所等の立入検査結果

1 総括表

実	施場	易所	実施	実施	移動タンク貯蔵所					危険物道	警察機関				
			消防	, 以場所数		巨両数 うち他 行政庁	不適合 (a)	車両数 うち他 行政庁	無許可 (b)	車両数 うち他 行政庁	不適合 ⁱ (a+b)	車両数等 うち他 行政庁	実施	不適合 車両数	との 協力状況
道	路	上	688	1,001	4,685	3,030	984	594	8	5	992	599	644	134	有 982 無 19
常	置場	所	423	5,618	13,578	38	2,401	18	22	0	2,423	18			
	険物 みお 場		101	392	1,513	460	204	67	2	1	206	68	193	26	
そ	Ø	他	251	860	7,606	26	1,611	2	50	3	1,661	5	370	43	
合		計	874	7,871	27,382	3,554	5,200	681	82	9	5,282	690	1,207	203	

- (注)(1) 実施場所の区分において、走行中の車両を道路に接した空地等に誘導して立入検査を実施した場合は、「道路上」での実施の区分とした。 「その他の場所」とは、道路上、常置場所及び危険物の積みおろし場所 以外の場所をいう。
 - (2) 「不適合車両」とは、移動タンク貯蔵所にあっては、貯蔵、取扱いの技術上の基準、位置、構造、設備の技術上の基準及び移送の基準等に関し、危険物運搬車両にあっては、運搬の基準に関し、1件以上不適合が認められる車両をいう。
 - (3) 「無許可車両」とは、無許可貯蔵又は無許可変更に係る車両をいう。
 - (4) 移動タンク貯蔵所の実施車両数、不適合車両数又は無許可車両数の「うち他行政庁」の欄は、立入検査において基準不適合を指摘した行政庁以外の行政庁によって許可された車両数で内数である。
 - (5) の「実施消防機関数」の合計は、延べ数ではなく実数である。
- 2 最近5年間の立入検査実施車両数及び基準不適合車両数の推移

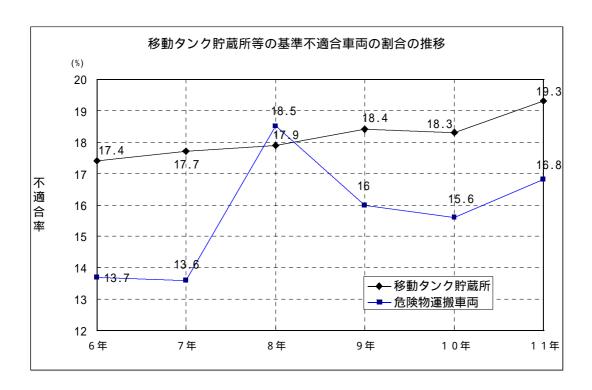
	移 動	タンク貯	蔵 所	危 険 物 運 搬 車 両				
年度	実施車両数	不 適 合車両数等	不適合率 (%)	実施車両数	不車	適 合 両 数	不適合率 (%)	
平成7年度	27,082	4,792	17.69	2,015		274	13.60	
平成8年度	26,940	4,814	17.87	1,247		231	18.52	
平成9年度	27,241	4,999	18.35	1,503		241	16.03	
平成10年度	27,306	4,946	18.11	1,344		290	21.58	
平成11年度	27,382	5,282	19.29	1,207		203	16.82	

(注)「不適合車両数等」には、無許可車両数を含む。

3 基準不適合車両の項目別内訳

3	基準不適	合車両の項目別内訳					
			車両数 10 年 度	増減数			
		43		0			
		許可品目以外の貯蔵 (令24条 1号) 貯蔵、取扱の不備による漏えい等 (令24	29	62	-33		
	· ·	完成検査済証等備え付け義務違反 (令2	786		67		
		その他の貯蔵、取扱の基準違反(令24条	182				
移	(/2 10/10/2)	小	9/		1,012	-7	
12		常置場所に係る基準不適合 (令15条 1項	122		29		
		THE STATE OF THE CONTRACT OF THE STATE OF TH	347	364	-17		
動		タンク本体に係る基準不適合	49	41	8		
到		(令15条 1項 2号、3号、7号、8号)	2	1	1		
		(() = 3() = 3() = 3 ()	99	71	28		
タ		附属装置に係る基準不適合	65	42	23		
		(令15条1項4号(防波板を除る)、5号、6	묵)	変形、破損 機能不良	47	59	-12
	設備等の基準	,	95	90	5		
٠,	維持義務違反			その他 変形、破損	43	38	5
		配管、弁等に係る基準不適合		漏えい有	2	1	1
	(-= :=a: :=x)	(令15条 1項 9~ 12号)	160		-30		
ク		(() 3 () () ()		機能不良その他	231	158	73
		電気設備、接地導線の不良等 (令15条 1	689		26		
		表示、標識の未掲示等	89	91	-2		
貯		(令15条 1項17号)		未掲示、不足 その他	640		-38
Υl		消火器の未設置等		未設置、不足	105		-5
		(令20条)	738		32		
蔵		その他の設備等の基準不適合(令15条)	572	513	59		
/足X		積載式移動タンク貯蔵所の特例基準不過	* "		9	0.0	9
		給油タンク車の特例基準不適合(令15条			2	0	2
				15条 4項)	0		0
所		アルキルアルミニウム等の移動タンク貯蔵所の特例基準不適合 (令15条 4項) 小 計					
171		危険物取扱者無乗車 (法16条の 2・1項)	25	3,907 36	195 -11		
		運転要員不足 (令30条の 2·2号)			2	0	2
						90	-11
	,	小			62 169	32 158	30 11
	定期点検に係		1,953	2,112	-159		
		-		水圧試験未実施			
	危険物取扱者(の保安講習義務違反 (法13条の23)		•	769		124
		合	計			7,834	164
		運搬容器の技術上の基準不適合 (令28名)	8	3	5		
			収納、表示不適合(令29	条1号、2号)	17	21	-4
危				1	2	-1	
険		積載方法基準不適合	積載不適合 (令29条 3号、4号、7号)			48	-8
	運搬の基準				1	0	1
運	不適合		混載不適合 (令29条6号)	2	1	1	
搬	(法16条)		小計			72	-11
車			標識	未掲示、不足	33	23	10
両			(令30条 1項 2号)	その他	46	29	17
		運搬方法基準不適合	消 火 器	未設置、不足	42	40	2
		(令30条)	(令30条 1項 4号)	その他	94	76	18
			その他	·	15	17	-2
			小計		000	400	46
			小		229	183	40

4 基準不適合車両の割合の推移



5 事故件数(火災・漏えい)の推移

